

国立大学法人小樽商科大学組織・運営規程

(平成16年4月1日制定)

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 役員（第2条－第5条）
- 第3章 副学長（第6条）
- 第4章 学長特別補佐（第7条）
- 第5章 商学部長，学科長及び学科主任（第8条，第9条）
- 第6章 大学院商学研究科長及び専攻長（第10条，第11条）
- 第7章 経営協議会（第12条）
- 第8章 教育研究評議会（第13条）
- 第9章 経営協議会・教育研究評議会合同会議（第14条）
- 第10章 学部教授会（第15条）
- 第11章 昇任教授会（第16条）
- 第12章 学部・大学院合同教授会，専攻会議（第17条，第18条）
- 第13章 経営監査室（第19条）
- 第14章 事務（第20条）
- 第15章 雑則（第21条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は，国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づき，国立大学法人小樽商科大学（以下「本学」という。）の組織・運営に関し，必要な事項を定めるものとする。

第2章 役員

（役員）

第2条 本学に，役員としてその長である学長及び監事2名を置く。

2 本学に，役員として，次の各号に掲げる理事を置く。

- (1) 理事（総務・財務担当副学長兼務） 1名
- (2) 理事（教育担当副学長兼務） 1名
- (3) 理事（非常勤） 1名

3 前項第1号に規定する理事は，附属図書館長を兼務する。

（役員の仕事及び権限）

第3条 学長は，学校教育法第92条第3項に規定する職務を行うとともに，本学を代表し，その業務を総理する。

2 理事は，学長の定めるところにより，学長を補佐して本学の業務を掌理し，学長に事

故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

- 3 理事は、前項に定めるもののほか、事務を分担して掌理する。
- 4 前項に規定する事務は、別に定める。
- 5 監事は、非常勤2名とし、業務監査及び会計監査を行う。

(学長選考会議)

第4条 法人法第12条第2項に定める学長選考会議の構成は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 第12条第2項第5号に掲げる者の中から同条第1項に規定する経営協議会において選出された者 3名

(2) 第13条第2項第5号から第15号までに掲げる者の中から同条第1項に規定する教育研究評議会において選出された者 3名

(理事の任命・任期)

第5条 学長は、第2条第2項第1号及び第2号に定める理事を任命する場合、あらかじめその者を指名し、第17条に規定する学部・大学院合同教授会の意見を聴くものとする。

2 学長は、第2条第2項第3号に定める理事を任命する場合、あらかじめ候補者の内諾を得た後に第12条に規定する経営協議会及び第13条に規定する教育研究評議会の意見を聴くものとする。

3 学長は、第2条第2項第3号に定める理事を任命した場合には、第17条に規定する学部・大学院合同教授会に報告するものとする。

4 理事の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、理事の任期の末日は、学長の任期の末日以前でなければならない。

第3章 副学長

(副学長)

第6条 本学に、副学長3名を置く。

2 本学の常勤の理事2名は、副学長を兼務する。

3 副学長は、学長が任命する。

4 理事でない副学長は、学長が定める事項を処理する。

5 副学長の任期は、学長が定める。ただし、任命する学長の任期の終期を超えることはできない。

第4章 学長特別補佐

(学長特別補佐)

第7条 本学に、学長が必要と認める場合は、学長特別補佐を置く。

2 学長特別補佐は、学長が行う企画・立案の重要な事項を補佐する。

3 学長特別補佐は、本学専任の教員のうちから学長が選任する。

4 学長特別補佐の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、選任する学長の任期を超えることはできない。

5 学長は、学長特別補佐を選任したときは、速やかに教育研究評議会に報告する。

第5章 商学部長、学科長及び学科主任

(商学部長)

第8条 商学部に、商学部長を置く。

2 商学部長は、教育担当副学長をもって充てる。

(学科長及び学科主任)

第9条 商学部の経済学科、商学科、企業法学科及び社会情報学科に学科長を、一般教育系に学科主任を置く。

2 学科長及び学科主任は、当該学科等において、次に掲げる事項を掌理する。

(1) 会議を主宰すること

(2) 教育研究に関すること

(3) 運営に関すること

3 当該学科等は、教授のうちから学科長又は学科主任の候補者を推薦し、第15条に規定する学部教授会で選出する。

4 学科長及び学科主任の選任は、学部教授会で選出された者について、教育研究評議会の承認を経て学長が行う。

5 学科長及び学科主任の任期は、1年とし、再任を妨げない。

6 学科長及び学科主任に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 大学院商学研究科長及び専攻長

(大学院商学研究科長)

第10条 大学院商学研究科に、大学院商学研究科長を置く。

2 大学院商学研究科長は、総務・財務担当副学長をもって充てる。

(専攻長)

第11条 大学院学則第4条に規定する各専攻に、次の専攻長を置く。

現代商学専攻長

アントレプレナーシップ専攻長

2 各専攻長の選任は、第18条に定める各専攻会議で当該専攻の教授のうちから選出し、教育研究評議会の承認を経て学長が行う。

3 現代商学専攻長の任期は、2年とし、アントレプレナーシップ専攻長の任期は、3年とする。

4 各専攻長に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 各専攻長に事故あるときは、当該専攻長があらかじめ指名する構成員が、その職務を代行する。

第7章 経営協議会

(経営協議会)

第12条 本学に、経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。

(1) 学長

(2) 理事（総務・財務担当副学長兼務）

(3) 理事（教育担当副学長兼務）

(4) 学長が指名する職員 2名

(5) 学外有識者 5名

3 経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、本学の経営に関するもの
 - (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、本学の経営に関するもの
 - (3) 学則（本学の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
 - (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
 - (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
 - (6) その他本学の経営に関する重要事項
- 4 経営協議会に議長を置き、学長をもって充てる。
 - 5 議長は、経営協議会を主宰する。
 - 6 第2項第4号及び第5号の委員の任期は、2年とする。
 - 7 前項の委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 8 経営協議会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。
 - 9 経営協議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。
 - 10 経営協議会が必要と認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

第8章 教育研究評議会

（教育研究評議会）

第13条 本学に、教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事（総務・財務担当副学長兼務）
- (3) 理事（教育担当副学長兼務）
- (4) 副学長
- (5) 保健管理センター所長
- (6) 言語センター長
- (7) ビジネス創造センター長
- (8) 情報処理センター長
- (9) 国際交流センター長
- (10) 学科長及び学科主任
- (11) 現代商学専攻長
- (12) アントレプレナーシップ専攻長
- (13) アントレプレナーシップ専攻から選出された教員 1名
- (14) 学部教授会から選出された各学科系教員 6名

3 前項第13号及び第14号の評議員の任期は、2年とする。

4 前項の評議員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 教育研究評議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 将来構想に関する事項

- (2) 中期目標についての意見に関する事項（経営に関する部分を除く。）
 - (3) 中期計画及び年度計画に関する事項（経営に関する部分を除く。）
 - (4) 学則，組織及び運営に関する重要な規則（経営に関する部分を除く。）の制定又は改廃に関する事項
 - (5) 教員人事に関する事項
 - ア 教員人事の計画・方針
 - イ 採用人事の承認
 - ウ 休職，免職，懲戒，服務
 - エ 名誉教授の選考
 - オ 割愛
 - (6) 教育課程の編成に関する方針に関する事項
 - (7) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言，指導その他の援助の方針に関する事項
 - (8) 学生の入学，卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
 - (9) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
 - ア 外部評価
 - イ 自己点検評価
 - ウ 第三者評価
 - (10) 大学間交流の方針，大学間交流協定の締結
 - (11) 部局の長，専攻長，学科長，学科主任の承認
 - (12) 各種委員会の設置，廃止
 - (13) その他教育研究に関する重要事項
- 6 教育研究評議会は，構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 7 教育研究評議会の議事は，出席者の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。
- 8 教育研究評議会が必要と認めるときは，構成員以外の者を出席させ，意見を聴くことができる。

第9章 経営協議会・教育研究評議会合同会議

第14条 学長は，本学全体に係わる重要事項を審議するために，必要に応じ経営協議会，教育研究評議会の全構成員から成る合同会議を開催することができる。

第10章 学部教授会

(学部教授会)

第15条 本学の運営に当たり，商学部の重要な事項を審議するために，学部教授会を置く。

- 2 学部教授会は，副学長，言語センター，ビジネス創造センター，保健管理センター及び商学部専任の教授，准教授及び講師をもって構成する。
- 3 学部教授会は，次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 学則，組織及び運営に関する重要な規則（経営に関する部分を除く。）の制定又は改廃に関する原案作成

- (2) 学科長及び学科主任の選任
 - (3) 教員人事（次条に規定する昇任教授会に係る人事並びにビジネス創造センター，保健管理センター及び教育開発センターの専任教員に係る人事をを除く。）の選考
 - (4) 教育課程，授業計画の作成及び短期留学プログラムの編成に関する事項
 - (5) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言，指導その他の援助に関する事項
 - (6) 留学生の受け入れ
 - (7) 派遣留学規程に基づく学生の派遣
 - (8) 学生の懲戒，除籍及び表彰
 - (9) 卒業の認定
 - (10) 入試の実施及び合否の判定に関する事項
 - (11) その他商学部の教育研究に関する重要事項
- 4 学部教授会は，商学部長がこれを招集しその議長となる。ただし，構成員の3分の1以上の請求あるときはこれを招集しなければならない。
 - 5 前項の場合において，商学部長が召集できないときは，総務・財務担当副学長がその職務を代理する。
 - 6 学部教授会は，構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。
 - 7 学部教授会の議事は，出席者の過半数の可をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。
 - 8 教員の採用に関する議事は，前項の規定にかかわらず，出席者の3分の2以上の可をもって決する。
 - 9 学部教授会が必要と認めるときは，構成員以外の者を出席させ，意見を聴くことができる。

第11章 昇任教授会

(昇任教授会)

- 第16条 本学教員（大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻所属教員を除く。）の昇任人事について審議するために，昇任教授会を置く。
- 2 昇任教授会は，副学長，言語センター，ビジネス創造センター，保健管理センター及び商学部専任の教員のうち，教授昇任にあつては副学長，教授をもって，准教授昇任にあつては副学長，教授及び准教授をもって構成する。
 - 3 昇任教授会は，商学部長がこれを招集しその議長となる。
 - 4 昇任教授会は，構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。
 - 5 昇任教授会の議事は，出席者の過半数の可をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。
 - 6 昇任教授会に関する必要な事項は，別に定める。

第12章 学部・大学院合同教授会，専攻会議

(学部・大学院合同教授会)

- 第17条 本学の運営に当たり，商学部，大学院，附属施設全体に係わる教育研究上の重要事項を審議するために，学部・大学院合同教授会（以下「合同教授会」という。）を置く。
- 2 合同教授会は，副学長，本学の教授，准教授，講師をもって構成する。

- 3 合同教授会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 言語センター長、ビジネス創造センター長、保健管理センター所長、国際交流センター長及び情報処理センター長の選出
 - (2) 本学の学部、大学院、附属施設全体に係わる規則の制定、改廃の原案作成
 - (3) ビジネス創造センター、保健管理センター及び教育開発センターの専任教員人事（前条に規定する昇任教授会に係る人事を除く。）の選考
 - (4) 教員の免職、懲戒に関する事項
 - (5) 中期目標についての意見に関する（経営協議会に係る事項を除く。）原案作成
 - (6) 中期計画及び年度計画に関する（経営協議会に係る事項を除く。）原案作成
 - (7) 教員の休職（心身の故障のため長期の休養を要する場合であって、主治医の診断書及び当該教員の同意書があるときを除く。）及び服務に関する事項
 - (8) その他商学部、大学院、附属施設の全体に係わる教育研究上に関する重要事項
- 4 合同教授会は、総務・財務担当副学長がこれを招集し、その議長となる。
- 5 合同教授会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 6 合同教授会は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 合同教授会が必要と認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

（専攻会議）

- 第18条 現代商学専攻及びアントレプレナーシップ専攻に、それぞれ専攻会議を置く。
- 2 専攻会議は、当該専攻を担当する専任の教員（当該教員から引き続き本学の理事になった者を含む。）で構成する。
 - 3 専攻会議は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 専攻長の選出
 - (2) 専攻担当教員の人事に関する事項
 - (3) 専攻に係わる学則、規則の制定、改廃の原案作成
 - (4) 教育課程、授業計画の作成
 - (5) 教員の教授能力向上のための組織的な取り組みに関する事
 - (6) 現代商学専攻修士課程修了の認定、アントレプレナーシップ専攻専門職学位課程修了の認定
 - (7) 入試の実施及び合否の判定に関する事項
 - (8) 学生の懲戒、除籍及び表彰に関する事
 - (9) 留学生の受け入れ、派遣
 - (10) その他専攻の教育研究に関する重要事項
 - 4 専攻長は、専攻会議を招集しその議長となる。
 - 5 専攻会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。
 - 6 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第3項第2号に掲げる事項については、出席者の3分の2以上をもって決するものとする。
 - 7 専攻長が必要と認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

第13章 経営監査室

第19条 本学に経営監査室を置く。

- 2 経営監査室に経営監査室長を置く。
- 3 経営監査室長は、学長が指名する教員をもって充てる。
- 4 経営監査室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 5 経営監査室に関する必要な事項は、別に定める。

第14章 事務

(事務)

第20条 この規程に係わる事務は、企画・評価室が行う。

第15章 雑則

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、本学の運営等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる規程等は、廃止する。
 - (1) 小樽商科大学学長選考規程（昭和48年11月28日制定）
 - (2) 小樽商科大学学科長規程（平成5年10月27日制定）
 - (3) 小樽商科大学教授会規則（昭和24年6月1日制定）及び小樽商科大学教授会規則に関する申合せ（平成11年11月1日制定）
 - (4) 小樽商科大学大学院研究科委員会規程（昭和46年4月1日制定）
 - (5) 小樽商科大学将来構想委員会規程（平成5年4月1日制定）
 - (6) 小樽商科大学人事関係委員会規程（昭和54年4月1日制定）及び小樽商科大学人事関係委員会細則（昭和54年4月1日制定）
 - (7) 小樽商科大学学科長会議規程（平成5年11月24日制定）
 - (8) 小樽商科大学大学院コース委員会議規程（平成5年4月1日制定）
 - (9) 小樽商科大学副学長に関する規程（平成13年4月1日制定）及び小樽商科大学副学長に関する規程の申合せ（平成13年4月1日制定）
 - (10) 小樽商科大学学長補佐室規程（平成10年5月27日制定）

3 削除

附 則

この規程は、平成16年12月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年9月14日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際、現に改正前の第11条第2項に基づき選任されたアントレプレナーシップ専攻長の任期は、この規程改正後の第11条第3項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成22年2月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月16日から施行する。